

**●米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律**

本法律案は、昨年の事故米穀の不正規流通問題において、流通ルートの解明に時間を要し、また、米穀を原材料として使用している食品の原料米の産地が分からなかったことなどから、米製品全般にわたり消費者の不安が生じたという状況を踏まえ、食品事故などの問題事案が発生した場合に、米穀の流通ルートを迅速かつ的確に特定し、関係法律による措置を適切に実施できるようにするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進する措置を講じようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

1. 米穀等の取扱事業者は、米穀等について取引等をしたときは、その取引等に係る情報を記録・保存しなければならないこととする。
2. 米穀等の取扱事業者は、その産地を識別することが重要と認められる米穀等について、一般消費者への販売又は提供をするときは、米穀等の産地を一般消費者に伝達しなければならないこととする。また、主務大臣は、その違反者に対して勧告及び命令を行うことができることとする。

尚、本法律案については、衆議院において、政府が検討すべき事項を追加し、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、取引等に係る基礎的な情報の記録の作成・保存及び緊急時における国等への情報提供の義務付けについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示の義務付けについて検討を加えることとする修正が行われた。

(衆議院：委員会 3/19 本会議 3/24 → 参議院：委員会 4/16 本会議 4/17 可決)

**●米穀の新用途への利用の促進に関する法律**

本法律案は、世界の食料需給が中長期的にひっ迫するおそれがある中、将来にわたり国民への食料の安定供給を確保するには、国内農業の食料供給力の強化と食料自給率の向上が必要であるため、水田を最大限に活用し、自給率の低い大豆・麦等の生産拡大を図るとともに、米粉用、飼料用米等の本格生産を今後継続して推進することにより、関係者が米粉用、飼料用米等に安心して取り組むことができる措置を講じようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

1. 農林水産大臣は、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定めることとする。
2. 米穀の生産者と米粉等の製造事業者は、新用途に用いる米穀の生産から米粉、飼料等の製造等までの一連の行程の改善を図るため、共同して生産製造連携事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとする。
3. 民間企業等は、米粉及び飼料等の原材料に適した稲の新品種の育成を行う場合、新品種育成計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとする。
4. 生産製造連携事業計画及び新品種育成計画の認定を受けた者に対して、農業改良資金の償還期間の延長、稲の新品種登録出願料の減免等の特例措置を講じることとする。

(衆議院：委員会 3/19 本会議 3/24 → 参議院：委員会 4/16 本会議 4/17 可決)

### ●主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

本法律案は、昨年の事故米穀の不正規流通問題の発生により、非食用として販売された米穀が食用に転売されるなど、事業者による不適正な行為が明らかとなり、米穀の流通に対する国民の信頼が大きく揺らぐこととなったため、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図る措置を講じようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

1. 農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷・販売事業者がその業務の方法に関し、遵守すべき事項を定めることができることとする。また、農林水産大臣は、遵守事項の違反者に対し、勧告及び命令を行うことができることとする。
2. 立入検査の拒否に対する罰則として懲役刑を導入するなど、罰則の強化を行うこととする。

(衆議院：委員会 3/19 本会議 3/24 → 参議院：委員会 4/16 本会議 4/17 可決)

### ●農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律

本法律案は、悪質な食品偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、食品の原産地を偽装した販売者に対し、農林水産大臣等による是正の指示又は命令を経ることなく、罰則を適用する等の措置を講じようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

1. 法律の目的として、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護を明示することとする。
2. 食品の製造業者等は、品質表示基準に従い、農林物資の品質表示をしなければならない旨の規定を新たに設けるとともに、農林水産大臣等は、品質表示基準違反に係る是正の指示又は命令を行うときは、その旨を公表することとする。
3. 食品の販売者が原産地（原材料の原産地を含む。）を偽装した場合は、農林水産大臣等による是正の指示又は命令を経ることなく、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処することとする。尚、これまでは、是正指示、命令を経た後でなければ罰則が科されず、罰則も1年以下の懲役または100万円以下の罰金と軽かった。

(衆議院：委員会 4/2 本会議 4/9 → 参議院：委員会 4/21 本会議 4/22 可決)

### ●漁業災害補償法の一部を改正する法律

本法律案は、近年の我が国水産業を取り巻く厳しい環境の中で、漁業経営は一層厳しさを増していることから、今後とも漁業災害補償制度が漁業経営の安定に資する役割を着実に果たしていくことができるように、漁業者のニーズや漁業実態に即し、漁業災害補償制度の健全かつ円滑な運営を確保するための措置を講じようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

1. 養殖共済について、すべての災害を共済事故とすることを原則としているが、共済契約者の任意の選択により、共済事故から病害を除外することができることとする。
2. これまで養殖共済の対象にならなかった生産額の小さい魚種についても、共済事故から病害を除外することにより、養殖共済の対象にできることとする。
3. 養殖共済の共済責任期間について、都道府県知事が設定する水域ごとに単一とする義務を廃止することとする。
4. 漁業施設共済について、特約が設定できる仕組みを導入することとする。

5. 漁業共済組合に、総会に代わるべき総代会の制度を導入することとする。
6. 原則、一つ都道府県の区域とする漁業共済組合の地区を、1又は2以上の都道府県の区域とすることに改めるとともに、2以上の都道府県の区域とする場合に必要としている農林水産大臣の承認制を廃止することとする。

(衆議院：委員会 4/2 本会議 4/3 → 参議院：委員会 4/23 本会議 4/24 可決)

## ●バイオマス活用推進基本法

本法律案は、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

### 1. 定義

本法律において、「バイオマス」とは、動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）をいう。また「バイオマスの活用」とは、バイオマスを製品の原材料として利用すること又はエネルギー源として利用することをいう。

### 2. 基本理念

バイオマスの活用の推進に関し、総合的、一体的かつ効果的な推進、地球温暖化の防止に向けた推進、循環型社会の形成に向けた推進、地域の主体的な取組の促進、環境の保全への配慮等について基本理念を定める。

### 3. バイオマス活用推進基本計画の策定

(1) 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、バイオマスの活用の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(2) 都道府県は、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。

(3) 市町村は、当該市町村におけるバイオマスの活用の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。

### 4. 基本的施策

#### (1) 国の施策

国は、バイオマスの活用に必要な基盤の整備、バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出、国民の理解の増進等について必要な施策を講ずる。

#### (2) 地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じたバイオマスの活用の推進に関する施策を実施する。

### 5. バイオマス活用推進会議

政府は、関係行政機関(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関)相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設ける。

(衆議院：委員会 4/30 委員長提出 本会議 5/8 → 参議院：委員会 6/4 本会議 6/5 可決)

## ●農地法等の一部を改正する法律

詳細は【論点】欄の「農地法等の一部を改正する法律案」について”をご参照下さい。

(衆議院：委員会 4/30 本会議 5/8 → 参議院：委員会 6/16 本会議 6/17 可決)

●特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

本法律案は、農産加工品の輸入量の増加や国内消費に占める輸入品の割合の拡大など、特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を五年間延長するものである。

(参議院：委員会 4/2 本会議 4/8 → 衆議院：委員会 6/18 本会議 6/18 可決)

●農業協同組合法等の一部を改正する法律案

本法律案は、農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区、森林組合、農林中央金庫等について、特定の政党のために利用してはならないこととするため、所要の規定の整備を行うものである。農業協同組合法、水産業協同組合法、土地改良法、森林組合法及び農林中央金庫法において、それぞれの法律に規定する組織を「特定の政党のために利用してはならない」こととする規定を新たに設けることとする。

(参議院：委員会 4/2 本会議 4/8 → 衆議院：委員会 / 本会議 / )